

令和2年3月6日

都立高等学校長 殿

公益信託 杉の子奨学基金

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

令和2年度奨学生募集のご案内

拝啓 平素は、当基金の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、東京都内23区の全日制の都立高等学校に在籍する生徒を対象に別添募集要項に基づき、令和2年度奨学生を募集いたします。

つきましては、貴高等学校におかれまして適格な応募者1名(令和2年4月現在2年生)をご推薦いただきたくお願い申し上げます。

(※当奨学金は返還が不要であり、大変有意義なものと思われまますので、念のため、申し添えます。)

なお、応募申請書類等については、当基金事務局あて令和2年5月15日(金)までにご提出下さいますようお願い申し上げます。

敬具

< 添付書類 >

1. 奨学生募集要項
2. 奨学生願書(様式1号)
3. 奨学生推薦状(様式2号)
4. 基金設立の発会式に於ける挨拶文

以上

<公益信託 杉の子奨学基金事務局>

〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部

公益信託課 杉の子奨学基金担当

TEL 0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX: 03-5328-0586

E-mail: koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入下さい)

公益信託 杉の子奨学基金 令和2年度奨学生募集要項

はじめに

この公益信託は、東京都内の高等学校に在籍する高校生で、人物、学業ともに優れ、かつ健康でありながら、経済的事情により修学が困難な高校生に対し奨学助成を行い、将来社会に貢献しうる有用な人材を育成することを念願して、故小林玲子氏が設定したものであります。

奨学金を希望される方は、下記の募集要項を熟読のうえ、ご応募して下さい。

1. 応募できる者

東京都内23区的全日制都立高等学校に在籍する高校2年生（令和2年4月現在）で、次に該当する者。

- (1) 家族の生計を支えていた親を失ったり、何らかの理由によって経済的影響を受け、高校生活上奨学金の援助を必要とする者。
- (2) 品行方正・志操堅固・健康で、学業成績が優秀な者。
- (3) 他の給付型奨学金（「東京都立高等学校等給付型奨学金制度」は除く）を受給していない者。

※返還義務のある貸与型の奨学金との併給は可能です。

2. 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額は、月額20,000円とする。

※この奨学金は返還義務のない奨学金です。

- (2) 奨学金の給付期間は、令和2年4月から正規の最短修業年限の終期までとする。
- (3) 奨学金は、毎年7月、1月の一定日に6ヶ月分を合わせて給付する。
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振込む。

3. 採用人数

5名程度とする。

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を高等学校の学校長を経て、令和2年5月15日（金）までに当基金に郵送により提出する。

- (1) 公益信託杉の子奨学基金奨学生願書（様式1号）
- (2) 高等学校の学校長の推薦状（様式2号）
- (3) 1年生のときの学業成績証明書（必ず出欠日数も記入のこと）
- (4) 保護者の年間収入を証明する書類（家庭状況の「年間収入欄」に記載のある方）

5. 選考及び決定

当基金は、4.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を決定し、令和2年7月中旬までに在籍する高等学校の学校長を経て、本人に通知する。

【裏面へ続く】

6. 学業成績の報告及び在学証明書、近況報告書、奨学生状況報告書の提出

奨学生は、毎学年終了後、学業成績証明書、在学証明書及び近況報告書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の休止

奨学生が休学及び長期欠席（当該年度50日間以上）したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学及び転学したとき。
- (6) 虚偽の申請をしたとき。
- (7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

11. 関係書類の郵送先及び照会先

<事務局> 〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16
三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部
公益信託課 杉の子奨学基金担当
Tel:0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

✉: koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入下さい)